

**名古屋市環境基本条例に基づく  
環境目標値の設定について  
(答 申)**

**第 I 部 大気汚染に係る環境目標値**

**第 II 部 水質汚濁に係る環境目標値**

**<抜 粋>**

**平成 17 年 5 月**

**名古屋市環境審議会**



## 目 次

### 第Ⅰ部 大気汚染に係る環境目標値

1 環境目標値の設定に至る背景	I - 1
2 現行の環境目標値及び課題	I - 1
3 大気環境の現況	I - 2
4 環境目標値の設定に当たっての考え方	I - 3
5 環境目標値の達成に向けた取組及び達成時期について	I - 4
6 環境目標値	I - 6
7 今後の進め方について	I - 7
8 市民に分かりやすい指標等について	I - 7
(資料1) 大気汚染物質の経年変化	I - 8
(資料2) 大気汚染物質の排出量	I - 11
(資料3) NO <sub>2</sub> 及びSPM 将来予測値	I - 12
(参考資料1) 大気の汚染に係る環境基準	I - 13
(参考資料2) 大気の汚染に係る環境基準の評価方法	I - 14
(参考資料3) 名古屋市環境基本計画の見直し及び名古屋市環境基本 条例に基づく環境目標値の設定について（諮問）	I - 15
(参考資料4) 「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な 考え方について」の答申（平成14年7月）における環境 目標値のあり方について	I - 16
(参考資料5) 環境目標値大気部会委員名簿	I - 17
(参考資料6) 環境目標値大気部開催状況	I - 18
(参考資料7) 中間とりまとめに対する市民意見の概要とこれに対する 部会の意見	I - 19
(参考資料8) 主な大気関係用語	I - 28

### 第Ⅱ部 水質汚濁に係る環境目標値

1 環境目標値設定に至る背景	II - 1
2 現行の環境目標値及び課題	II - 1
(1) 現行の環境目標値	II - 1
(2) 課題	II - 4
3 水質環境の現況	II - 4
4 環境目標値設定の考え方	II - 4
(1) 基本的な考え方	II - 4
(2) 目標値の構成について	II - 5

5 水の安全性に関する項目	II-5
6 水質の汚濁に関する項目	II-5
(1) 地域区分の考え方	II-5
(2) 地域区分	II-6
(3) 項目設定の考え方	II-7
(4) 環境目標値（水質の汚濁に関する項目）	II-8
7 水質の測定方法等について	II-9
8 環境目標値の達成年度について	II-9
9 環境目標値の達成のために	II-9
10 今後の進め方について	II-10
(資料1) 市内の河川及び海域の水質経年変化	II-11
(資料2) 市内の主要なため池の水質経年変化	II-11
(参考資料1)	II-12
1 水質汚濁に係る環境基準	II-12
2 水浴場水質判定基準	II-17
(参考資料2) 名古屋市環境基本計画の見直し及び名古屋市環境基本 条例に基づく環境目標値の設定について（諮問）	II-18
(参考資料3) 「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な 考え方について」の答申（平成14年7月）における環境 目標値のあり方について	II-19
(参考資料4) 環境目標値水質部会委員名簿	II-20
(参考資料5) 環境目標値水質部会開催状況	II-21
(参考資料6) 中間とりまとめに対する市民意見の概要とこれに対する 部会の意見	II-22
(参考資料7) 主な水質関係用語	II-29

## **第Ⅰ部 大気汚染に係る環境目標値**



## 1 環境目標値の設定に至る背景

従来、環境目標値は、名古屋市公害防止条例第7条の規定に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保するうえで維持されるべき目標値」として、大気の汚染及び水質の汚濁について設定されていた。

名古屋市では、平成15年3月、名古屋市公害防止条例を全面改正し、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「環境保全条例」という。）」を制定したが、その改正に伴い、環境目標値は、環境行政を計画的・総合的に推進していく上での目標・指針として、その設定根拠を環境基本条例に移行したところである。

新しい目標値が告示されるまでの間は、現行の環境目標値は「環境基本条例に基づき定められた環境目標値」とみなされているが、公害防止条例に基づき環境目標値を設定しようとした昭和40年代後半と比較して、環境問題を取り巻く状況も大きく変化しており、環境に対する市民の関心が高まっている中、新しい環境目標値を設定していくことが必要となった。

## 2 現行の環境目標値及び課題

### （1）現行の環境目標値

物質名	環境目標値	達成年度
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	昭和53年
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること	昭和66年 (平成3年)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	維持され、又は早期に達成されるよう努める。

### （2）課題

- ア 環境目標値の中には、設定当時と比較し、大気の状況が大幅に改善され、目標値を大きく下回る状況にあり、目標値としての意義が薄れているものがある。
- イ 環境目標値が設定されている物質の中には、数々の対策を講じたにもかかわらず、十分な大気環境の改善につながっていないものがある。
- ウ 環境基準が定められている物質は、最新の知見を基に順次追加されてきているが、環境目標値は昭和60年以降見直されていない。

### 3 大気環境の現況

現在、環境基準の定めのある物質に係る名古屋市内の大気環境の現況は、次のとおりである。

物質名	状況
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	昭和 43 年度をピークに大幅に改善し、過去 10 年間は横ばいで推移している。三宅島の噴火の影響を受けた平成 12 年度を除き、昭和 55 年度から、環境基準及び環境目標値を全測定局で達成しており、その濃度は大幅に下回っている。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	昭和 50 年度をピークにその後改善し、過去 10 年間は横ばいで推移している。平成 15 年度には、環境基準については、29 測定局中 27 測定局で達成し、その達成率は 93% であったが、環境目標値は 2 局で達成したにとどまった。
一酸化炭素 (CO)	昭和 45 年度をピークに大幅に改善し、過去 10 年間は改善傾向で推移している。環境基準は、昭和 45 年度から全測定局で達成しており、その濃度は大幅に下回っている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	昭和 48 年度をピークにその後改善し、過去 10 年間は改善傾向で推移している。平成 14 年度までは環境基準及び環境目標値を達成していない測定局もあったが、平成 15 年度には全ての測定局において達成した。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	昭和 50 年度をピークにその後改善したが、過去 10 年間は横ばいで推移し、環境基準もほとんど達成していない状況である。
ベンゼン	平成 10 年度から測定しているが、改善傾向で推移している。平成 13 年度までは環境基準を達成していない調査地点もあったが、平成 14 年度以降環境基準を全ての調査地点で達成している。
トリクロロエチレン	平成 10 年度から測定しているが、ほぼ横ばいで推移している。環境基準は測定開始以降、全ての調査地点で達成しており、その濃度は大幅に下回っている。
テトラクロロエチレン	平成 10 年度から測定しているが、改善傾向で推移している。環境基準は測定開始以降、全ての調査地点で達成しており、その濃度は大幅に下回っている。
ジクロロメタン	平成 10 年度から測定しているが、ほぼ横ばいで推移している。環境基準は測定開始以降、全ての調査地点で達成しており、その濃度は大幅に下回っている。
ダイオキシン類	平成 4 年度から測定しているが、現在は大幅に改善され、平成 12 年度以降全ての調査地点で達成している。

#### 4 環境目標値の設定に当たっての考え方

環境基準は、国が全国的にみて「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として定められたものである。

一方、環境目標値については、「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な考え方について」(平成14年7月26日名古屋市環境審議会答申)において示されており、市が環境行政を計画的かつ総合的に推進していく上での政策上の到達目標又は指針としての性格を有するものであり、市自らもその達成に向けて様々な対策を行うものである。

当部会では、名古屋市内の大気環境の現況に鑑みて、重点的に市が取り組むことが必要である物質について環境目標値を設定すべきと考え、環境基準が定められている10物質について検討した。その結果、環境基準がここ数年達成されていない物質について環境目標値を定める必要があるとの結論に達した。

すなわち、環境目標値を定める大気汚染物質は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及びベンゼンの4物質とすべきである。なお、現在、環境目標値を定めている大気汚染物質のうち、二酸化硫黄については、環境濃度が環境基準よりかなり下回っているので、改めて環境目標値を定める必要はないと考える。しかし、将来の環境状況の変化に対応するため、監視は引き続き行う必要がある。

また、これらの物質の環境目標値の値について検討した結果、人の健康に関する点で考えれば、全国一律であるべきで、環境基準に準じて設定すべきである。

浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及びベンゼンについては環境基準と同一の目標値とし、二酸化窒素については環境基準のゾーンの下限値である現行の環境目標値を継続すべきである。

したがって、当部会は、大気の汚染に係る環境目標値を以下のとおりに定めるべきと考える。なお、評価方法は環境基準と同一とすべきである。

新しく設定する環境目標値（案）

大気汚染物質	目標値
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
ベンゼン	年平均値が3μg/m <sup>3</sup> 以下であること

(評価方法：環境基準と同一)

## 5 環境目標値の達成に向けた取組及び達成時期について

大気の汚染に係る環境目標値としては、先に掲げたとおり定めるべきであると考えるが、以下においては、その達成に向けた取組と達成時期（目途）について考察することとする。

### (1) 二酸化窒素について

二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の環境濃度は、昭和 50 年度をピークにその後改善したが、過去 10 年間は横ばいで推移しており、平成 15 年度は環境目標値を 2 局で達成したにとどまった。

名古屋市は、これまで大気汚染防止法によるばい煙発生施設に対する規制及び自動車排出ガス規制に加え、環境保全条例による工場等に対する総量規制、大規模工場等に対する煙道監視、さらには国をはじめとする関係機関や関係団体からなる名古屋市自動車公害対策推進協議会を通じて、交通量対策、交通流対策など各種対策を実施し、大気環境の改善に努めてきた。

これらの対策により、市内から排出された窒素酸化物（NOx）の排出総量は、平成 9 年度には約 20,000 トンであったが、平成 12 年度には約 17,000 トンに減少した。

平成 9 年度を基準年度として、国による排出ガス規制（新長期規制）の強化、自動車 NOx・PM 法による車種規制の実施、低公害車等のエコカーの普及、エコドライブの実施、建設工事から発生する NOx 削減対策等の着実な推進を前提条件として、愛知県が行ったシミュレーション<sup>注)</sup> 結果では、平成 22 年度までに NOx の総排出量は約 12,000 トンとなると予測している。

また、NO<sub>2</sub> の環境濃度は、平成 22 年度には、環境基準（0.06ppm 以下）を全測定期で達成し、環境目標値を一般環境測定期の 2/3 (11 局/17 局)、自動車排出ガス測定期でも 1/4 (3 局/12 局) で達成し、全測定期で 0.05ppm 以下となると予測している。

このような状況を踏まえ、環境目標値の達成について「早期に達成するよう努める」と設定すべきと考える。

今後、このシミュレーションの前提条件の確実な実施に努めるとともに、この条件は環境基準を達成するためのものであり、環境目標値を達成するためには、この条件以上の対策を市として積極的に進める必要がある。

したがって、名古屋市は以下のことを進めることが必要である。

- ① 自動車の排出ガス規制について、ポスト新長期規制（新長期規制以降の規制）について早期に実現を図るよう国に働きかけること
- ② 自動車 NOx・PM 法の車種規制により排出基準を満たさない自動車は順次廃車されるが、新長期規制適合車より環境性能が劣る自動車は相当数存在することから、できる限り早期に新長期規制適合車以上の環境性能を有する自動車へ代替促進する施策を検討・実施すること
- ③ エコカーについては、公用車をはじめ市内の自動車を、より環境性能が高いものへ代替促進する施策を検討・実施すること

④ アイドリング・ストップを始めとするエコドライブについて、市民に浸透させる施策を検討・実施すること

⑤ 公共工事における排出ガス対策型建設機械の使用を推進すること

これらを含む自動車公害対策関連の施策を総合的に実行していくため、自動車環境対策計画（仮称）を策定し、計画的に取り組むべきである。

さらに、市民、事業者及び国をはじめとする関係行政機関とともに協力し、公共交通機関の更なる整備、市域周辺や都心外周でのパークアンドライドの推進、高度道路交通システム（ITS）による移動支援などにより、公共交通の利用促進（公共交通と自動車の利用割合を3：7から4：6へ転換）及び自動車交通の円滑化を図ることが必要である。

また、長期的には、トランジット・モールおよび、課金や法規制を含めた流入抑制やロード・プライシングについても実施の可否を含めて調査・検討していくことが必要である。

注) 愛知県が「今後の窒素酸化物及び粒子状物質対策のあり方について（愛知県環境審議会答申平成15年7月11日）」を検討する際に実施した大気汚染物質の将来予測のシミュレーション

## (2) 浮遊粒子状物質について

浮遊粒子状物質（SPM）の環境濃度は、昭和48年度をピークにその後改善し、過去10年間では減少傾向にある。平成14年度までは環境目標値を達成していない測定局もあったが、平成15年度には全ての測定局において達成した。

SPMの濃度は年度毎に多少の変動があることから、今後の経過を監視することが必要であり、環境目標値については「達成し、維持するよう努める」と設定すべきと考える。

名古屋市は、今後、工場・事業場については、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙及び粉じんの規制を継続実施するとともに、自動車排出ガス対策としては、NOx対策として掲げている施策を推進していくことが重要である。

今後、大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物（VOC）対策を本格的に始めること、また、自動車NOx・PM法や排出ガス規制による粒子状物質（PM）対策の効果が現れてくる等により、SPMの環境濃度は減少していくものと考えられる。

## (3) 光化学オキシダントについて

光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）の環境濃度は、昭和50年度をピークにその後改善したが、過去10年間は横ばいで推移しており、環境基準もほとんど達成していない状況である。

全国的には、近年、濃度が上昇傾向にあり、注意報の発令日数は昭和50年代初期の水準まで悪化し、被害届出人数が千数百人程度となる年がある。

O<sub>x</sub>は自動車や工場から排出されたNO<sub>x</sub>や炭化水素類などの一次汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する物質であり、その生成メカニズムは複雑である。

このような現状を踏まえると、環境目標値の達成については「早期に達成するよう努める」と設定せざるをえないと考える。

今後、大気汚染防止法に基づく VOC 対策を本格的に始めること、自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法による NO<sub>x</sub> 対策の効果が現れてくること、さらに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）及び環境保全条例により工場・事業場における化学物質の自主的な適正管理が促進すること等により、光化学オキシダントの環境濃度は徐々に改善されると期待しているが、今後とも注視していかなければならない。

#### (4) ベンゼンについて

ベンゼンの環境濃度は改善傾向にあり、平成 11 年度から平成 13 年度には環境基準を達成していない調査地点もあったが、平成 12 年にガソリン中のベンゼンが規制強化されたこと及び工場等による化学物質の自主管理により、平成 14 年度及び平成 15 年度には全ての調査地点で環境基準が達成された。

しかし、ディーゼル車に起因するベンゼンの生成もあることから、道路沿道のベンゼン濃度について監視体制を強化し、引き続き監視していく必要がある。

このような状況を踏まえ、環境目標値については「達成し、維持するよう努める」と設定すべきと考える。

また、ベンゼンは揮発性有機化合物であり、SPM や O<sub>x</sub> の原因物質となり、その対策が求められている。

今後、大気汚染防止法に基づく VOC 対策を本格的に始めること、PRTR 法と環境保全条例により、工場・事業場に対して化学物質の自主的な適正管理を促進すること等により、ベンゼンの濃度は減少していくものと考えられる。

## 6 環境目標値

以上のことから、当部会においては、以下のとおり環境目標値を定めるべきであると結論づけたところである。

物質名	目 標 値	達成時期
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること	早期に達成するよう努める
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	達成し、維持するよう努める
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	早期に達成するよう努める
ベンゼン	年平均値が 3 μg/m <sup>3</sup> 以下であること	達成し、維持するよう努める

（評価方法：環境基準と同一）

## **7 今後の進め方について**

毎年、環境目標値の達成状況を把握するとともに、一定の時期において、施策の実施状況等について点検・評価することが必要である。

さらに、環境目標値についても、大気環境の状況及び施策効果等を鑑みて、一定の時期に見直しを検討することが必要である。

## **8 市民に分かりやすい指標等について**

“市民に分かりやすい自然環境指標の開発に努めることが望ましい”との答申を受けて、市民に分かりやすい自然環境指標について検討したが、現段階では、環境目標値の補助指標として設定することは困難である。しかし、指標として取り入れができるよう、引き続きデータ収集に努めていくことは必要である。

大気汚染を改善するには、行政・事業者の努力のみでなく、市民一人ひとりが大気汚染の状況に关心を持ち、それを改善するための具体的な行動を起こすことが大切である。そのため、今後、名古屋市は、アサガオなどの身近な植物の観察、ペットボトルを利用した調査、二酸化窒素の簡易測定、視程調査などの市民が参加して簡単に大気汚染の状況を調査する方法を示していくことが必要である。さらに、市民団体をはじめ多く市民とともに調査を行い、お互いに情報を交換しながら、大気汚染の改善に向けた自主的な行動に結びつけていく仕組みをつくることが必要である。

## 大気汚染物質の経年変化

物質名		年度	S48	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
大気汚染常時監視	二酸化硫黄	年平均値(ppm)	0.027	0.007	0.006	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.004
		環境基準達成局の割合 (長期的評価)	3/17	23/23	23/23	23/23	23/23	22/22	22/22	1/20	18/18	18/18	11/11
		(達成率%)	(18)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(5)	(100)	(100)	(100)
		環境基準達成局の割合 (短期的評価)	-	23/23	23/23	23/23	23/23	22/22	22/22	0/20	6/18	7/18	7/11
		(達成率%)		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(0)	(33)	(39)	(64)
	窒素酸化物	年平均値(ppm)	0.027	0.030	0.030	0.031	0.031	0.030	0.029	0.030	0.030	0.030	0.030
		環境基準達成局の割合	7/10	24/27	26/27	21/27	23/27	25/26	26/26	25/27	29/29	28/30	27/29
		(達成率%)	(70)	(89)	(96)	(78)	(85)	(96)	(100)	(93)	(100)	(93)	(93)
		環境目標値達成局の割合	-	0/27	0/27	0/27	0/27	0/26	1/26	2/27	2/29	2/30	2/29
		(達成率%)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(7)	(7)	(7)	(7)
	一酸化窒素	年平均値(ppm)	0.038	0.025	0.027	0.029	0.028	0.027	0.025	0.026	0.025	0.024	0.024
		測定局数	10	27	27	27	27	26	26	27	29	30	29
		年平均値(ppm)	0.064	0.055	0.057	0.06	0.059	0.057	0.054	0.057	0.055	0.054	0.054
		測定局数	10	27	27	27	27	26	26	27	29	30	29
	一酸化炭素	年平均値(ppm)	3.0	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
		環境基準達成局の割合 (長期的評価)	9/9	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	12/12	10/10	7/7	2/2
		(達成率%)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
		環境基準達成局の割合 (短期的評価)	-	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	12/12	10/10	7/7	2/2
		(達成率%)		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	浮遊粒子状物質	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.060	0.045	0.045	0.048	0.046	0.044	0.038	0.042	0.040	0.037	0.038
		環境基準達成局の割合 (長期的評価)	2/16	1/23	4/23	5/23	1/23	5/22	20/22	13/24	21/26	19/28	27/27
		(達成率%)	(13)	(4)	(17)	(22)	(4)	(23)	(91)	(54)	(81)	(68)	(100)
		環境基準達成局の割合 (短期的評価)	-	0/23	0/23	0/23	0/23	0/22	3/22	1/24	1/26	2/28	11/27
		(達成率%)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(14)	(4)	(4)	(7)	(41)
	光化学オキシダント	昼間(5~20時の)年平均値(ppm)	0.022	0.021	0.019	0.022	0.022	0.020	0.022	0.021	0.020	0.023	0.023
		環境基準達成局の割合 (短期的評価)	0/10	1/20	2/20	0/20	0/20	0/20	0/20	0/19	0/18	0/16	0/14
		(達成率%)	(0)	(5)	(10)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
有害大気汚染物質環境監視	ベンゼン	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	-	-	-	-	-	2.6	3.5	3.1	3.3	2.7	2.5
		環境基準達成地点の割合						4/4	0/4	3/4	1/4	4/4	4/4
		(達成率%)						(100)	(0)	(75)	(25)	(100)	(100)
	トリクロロエチレン	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	-	-	-	-	-	2.8	3.4	2.3	2.0	2.0	2.7
		環境基準達成地点の割合						4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
		(達成率%)						(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	テトラクロロエチレン	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	-	-	-	-	-	2.9	2.1	0.96	0.84	0.74	0.68
		環境基準達成地点の割合						4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
		(達成率%)						(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	ジクロロメタン	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	-	-	-	-	-	7.1	8.9	8.4	5.3	4.3	6.6
		環境基準達成地点の割合						4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
		(達成率%)						(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
キダシイソ	ダイオキシン類	年平均値(pg-TEQ/ $\text{m}^3$ )	-	-	-	-	-	0.43	0.72	0.21	0.11	0.11	0.09
		環境基準達成地点の割合						1/4	1/4	4/4	6/6	6/6	6/6
		(達成率%)						(25)	(25)	(100)	(100)	(100)	(100)

## 大気汚染常時監視結果について

注 1 年平均値は、全測定局のうちの有効測定局について算出した値である。

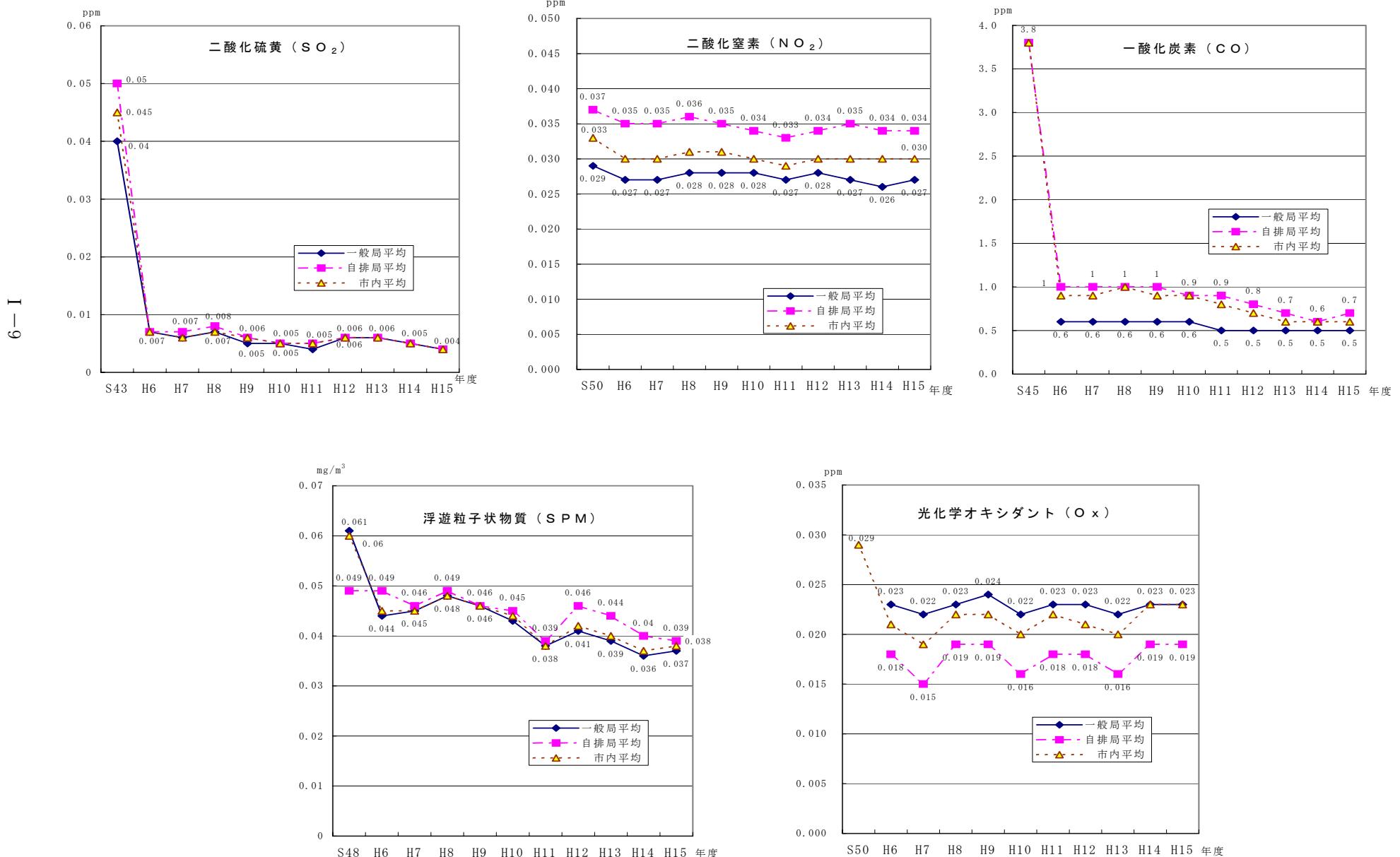
有効測定局は、年間測定時間が6,000時間以上(光化学オキシダントを除く)の場合をいう。

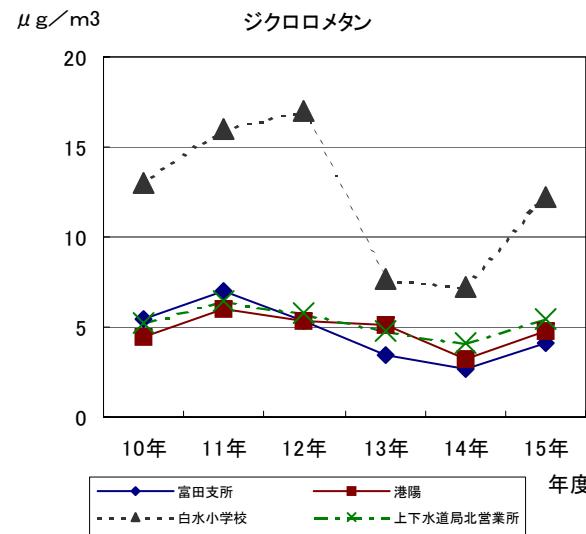
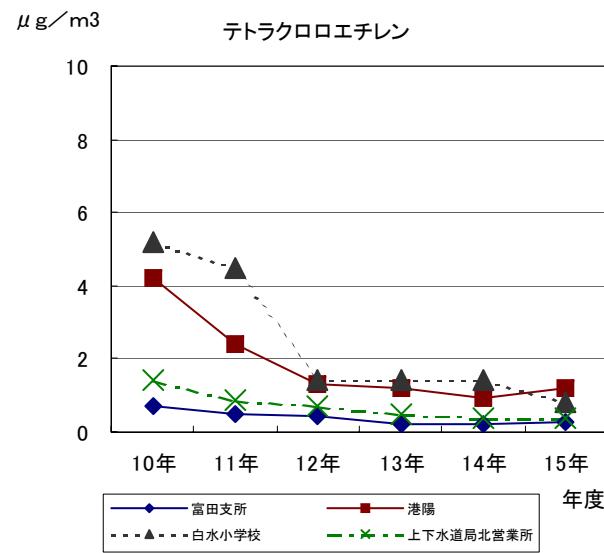
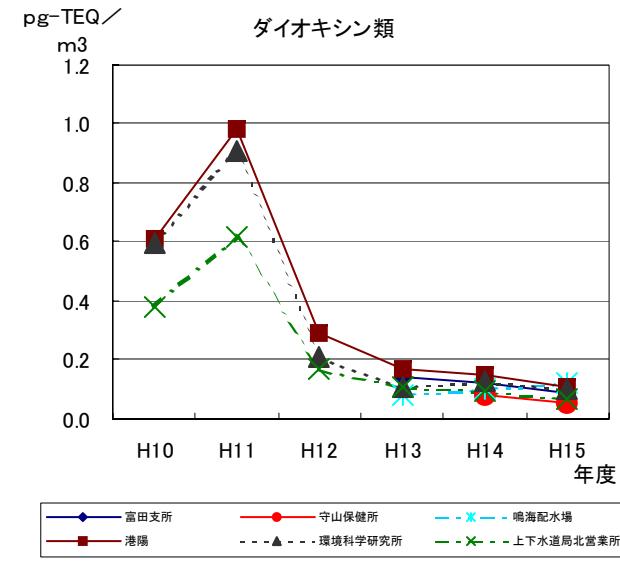
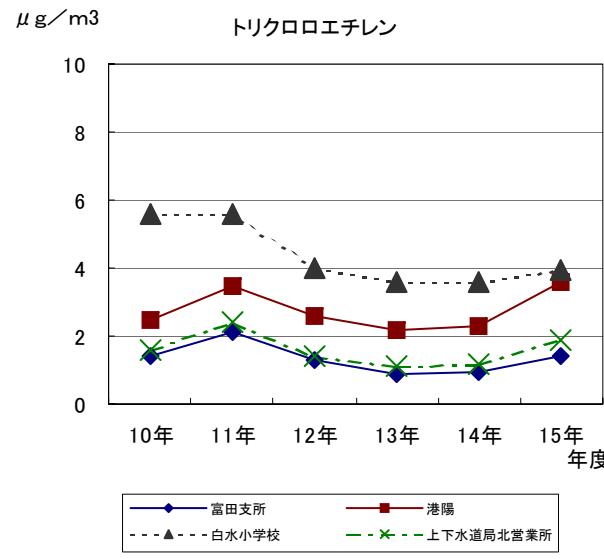
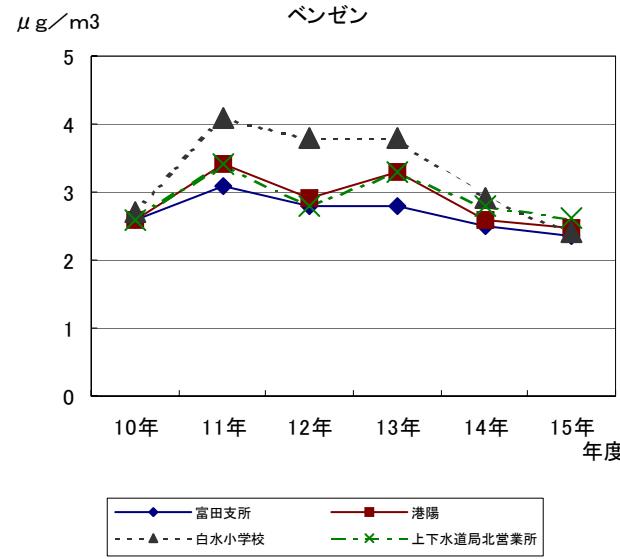
2 測定局数は有効測定局数である。

3 二酸化窒素の環境基準達成局の割合のうち昭和48年度は、新ザルツマン係数による補正を加え現行の環境基準(昭和53年7月11日環境庁告示)に対比したものである。

4 光化学オキシダントの年平均値のうち、昭和48年度は全日における年平均値である。

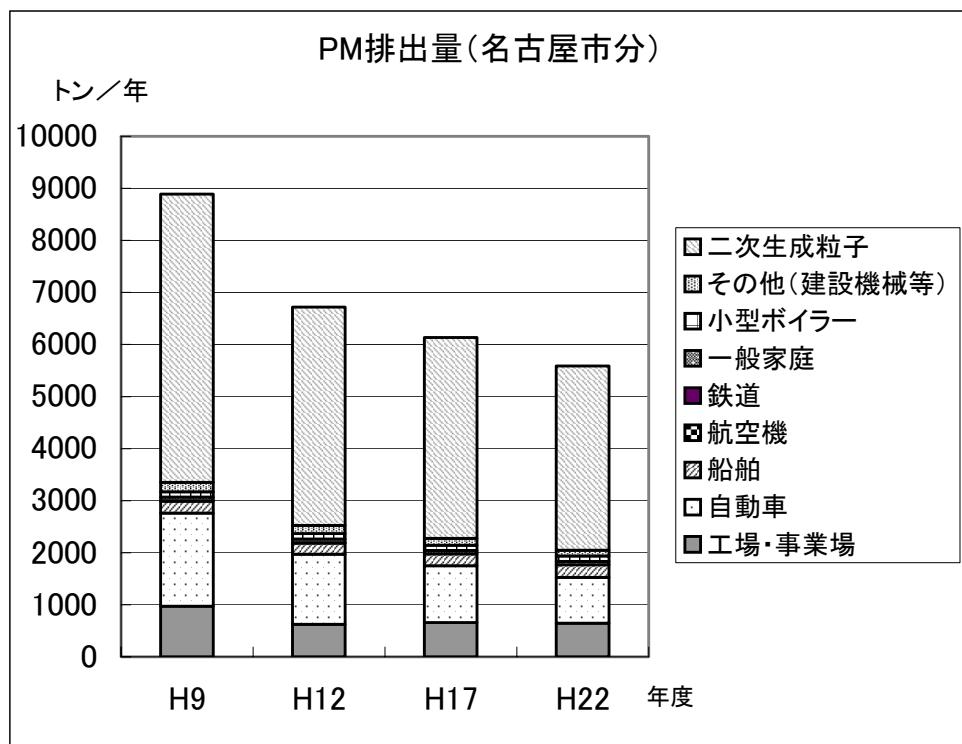
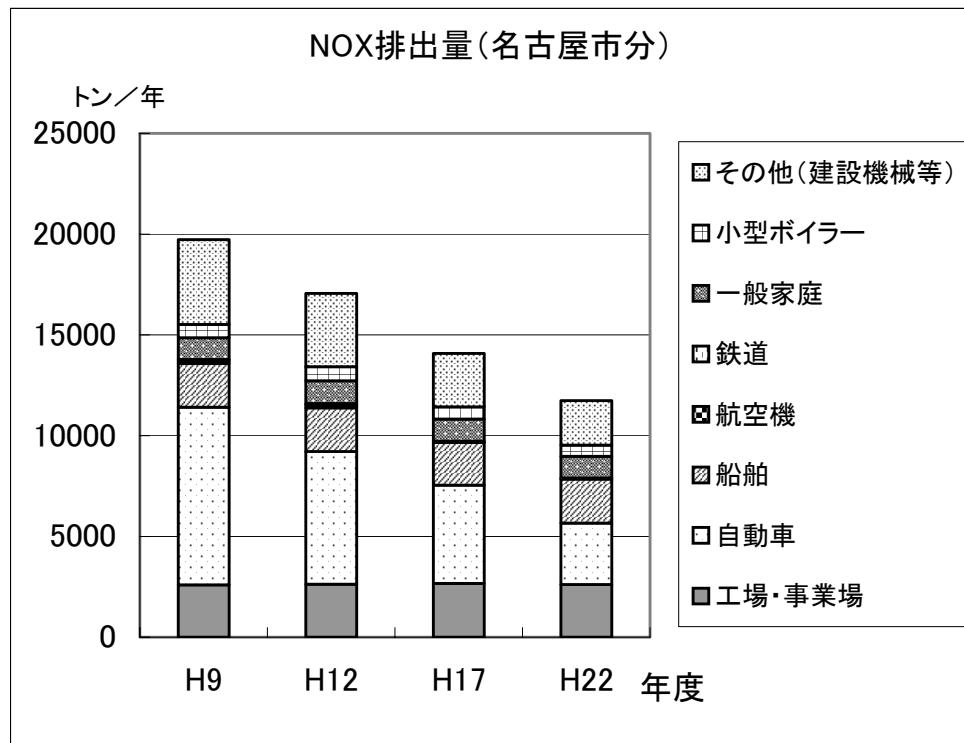
## 年平均値の経年変化

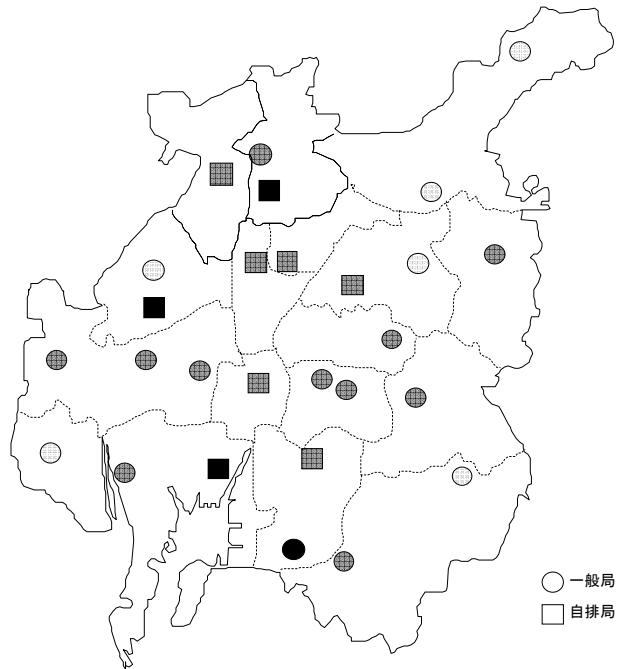
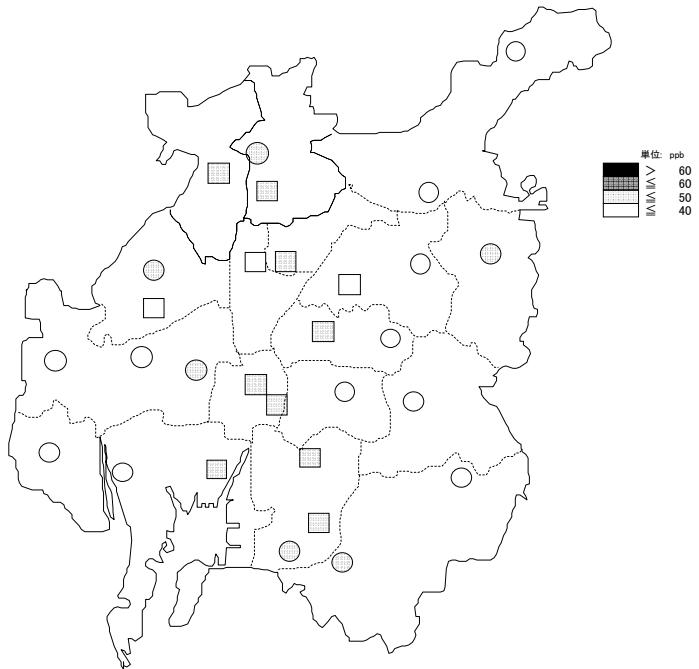




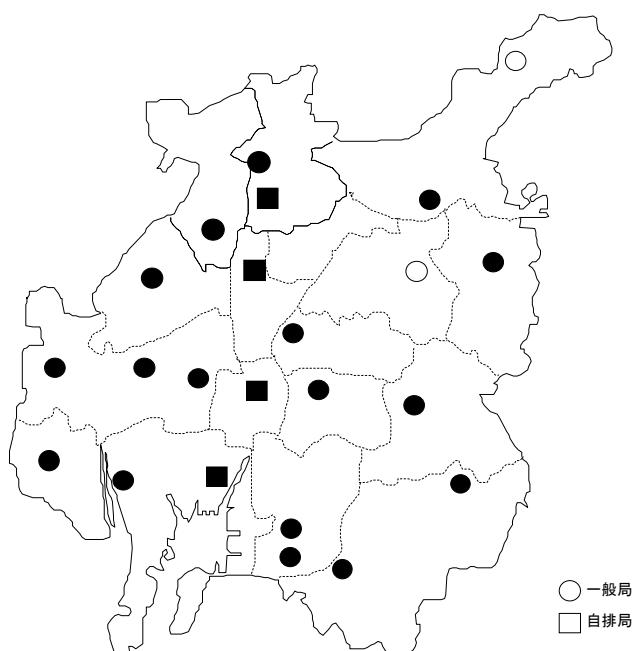
富田支所、守山保健所、鳴海配水場…一般環境、  
港陽、白水小学校、環境科学研究所…固定発生源周辺、  
上下水道局北営業所…沿道

## 大気汚染物質の排出量

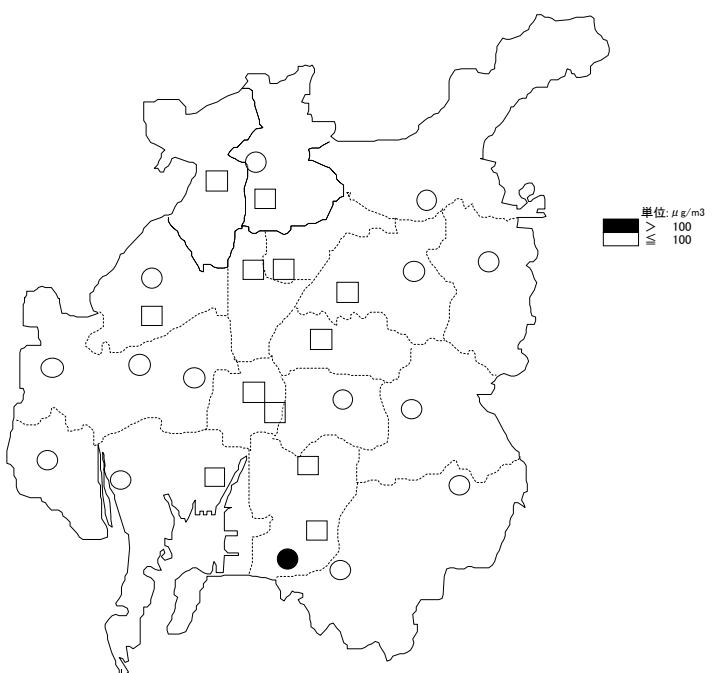


NO<sub>2</sub>及びSPM将来予測値平成9年度常時監視測定局におけるNO<sub>2</sub>(日平均値98%値)平成22年度常時監視測定局におけるNO<sub>2</sub>将来予測値(日平均値98%値)

平成9年度常時監視測定局におけるSPM(日平均値2%除外値)



平成22年度常時監視測定局におけるSPM将来予測値(日平均値2%除外値)



〈愛知県シミュレーション結果に基づき作成〉

## 大気の汚染に係る環境基準

物質名	環境基準	達成時期	適用除外
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	原則として5年以内に達成 (昭和48年5月16日告示)	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	原則として7年以内に達成 (昭和53年7月11日告示)	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	早期に達成 (昭和48年5月8日告示)	工業専用地域、車道その他的一般公衆が通常生活していない地域又は場所
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。		
ベンゼン	年平均値が3μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
トリクロロエチレン	年平均値が200μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	早期に達成 (平成9年2月4日告示)	
テトラクロロエチレン	年平均値が200μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
ジクロロメタン	年平均値が150μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	早期に達成 (平成13年4月20日告示)	
ダイオキシン類	年間平均値で0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	可及的速やかに達成 (平成11年12月27日告示)	

## 参考資料 2

### 大気の汚染に係る環境基準の評価方法

物質名	評価方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	[長期的評価] 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。 [短期的評価] 測定を行った日の1時間値の1日平均値または、各1時間値を環境基準と比較して評価する。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1日平均値である測定値につき、測定値の低い方から98%目に当たる値(98%値)で評価する。
一酸化炭素 (CO)	[長期的評価] 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。 [短期的評価] 測定を行った日の1時間値の1日平均値または、8時間平均値を環境基準と比較して評価する。
浮遊粒子状物質 (SPM)	[長期的評価] 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を越えた日が2日以上連続しないこと。 [短期的評価] 測定を行った日の1時間値の1日平均値または、各1時間値を環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント(Ox)	5時から20時の昼間時間帯において、年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。
ベンゼン	測定値の年平均値で評価する。
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
ダイオキシン類	



15環推第67号  
平成15年10月24日

名古屋市環境審議会 様

名古屋市長 松原武久

名古屋市環境基本計画の見直し及び名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値の設定について（諮問）

みだしのことについて、名古屋市環境審議会に意見を求める。

## 1 名古屋市環境基本計画の見直しについて

本市では、平成11年8月に、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）に基づき、名古屋市環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきましたが、策定後の社会情勢の変化や環境意識の高まりに対応し、「環境先進都市なごや」を実現するためには、市民、事業者、行政の連携を一層強化し、市民が主体的、積極的に取り組むことができる仕組みづくり、支援策を体系的に整備する必要があります。

そこで、同条例第8条第6項の規定により、同計画の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

## 2 名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値の設定について

名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第5条の2第1項に規定する環境目標値の設定について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

**「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な考え方について」の答申（平成14年7月）における環境目標値のあり方について  
～答申より抜粋～**

環境目標値は、名古屋市が環境行政を推進していく上での基本的な指標であり、その達成には、条例に基づく措置だけでなく、総合的な施策の展開が不可欠であることから、根拠となる規定を環境基本条例に移行すべきである。

なお、環境目標値は、市が環境行政を計画的かつ総合的に推進していく上での政策上の到達目標又は指針としての性格を有するものであり、市は、その速やかな達成維持を目指した施策の展開を図る責務を有するものと考える。

また、環境目標値は、可能な限りすべての環境項目について設定すべきであり、その基本的な考え方は次のとおりである。

ア 人の健康の保護に関する項目については、国の環境基準に準じて設定すべきである。

ただし、現行水準を下回ることがあってはならない。

イ 生活環境の保全に関する項目については、地域の実情に応じ、可能な限り、国の環境基準の上乗せ、横出し措置となるよう設定すべきである。

ウ 市は、現行環境目標値の補助指標である生物指標の見直しを図るとともに、市民に分かりやすい自然環境指標の開発に努めることが望ましい。

エ 目標値には達成目途（年次）を明記するとともに、必要があれば、別に当面の目標を定めるなど、段階的な達成を目指すことも視野にいれた対応が必要である。

なお、目標値の具体的な設定項目、数値等については、あらためて市環境審議会へ諮問するなど、専門的な観点からの調査審議を経て、科学的な根拠に則り定められるべきものと考える。

**<環境基本条例より抜粋>**

第5条の2 市長は、大気の汚染、水質の汚濁等に係る環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値（以下「環境目標値」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進していく上での目標又は指針として、環境目標値の達成維持に努めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、環境目標値を定め、又は改定するに当たっては、あらかじめ、名古屋市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境目標値を定め、又は改定したときは、これを告示しなければならない。

## 環境目標値大気部会委員名簿

(平成17年5月現在)

	氏 名	職業等
委 員	大和田道雄 (部会長)	愛知教育大学教授
	藤原奈佳子	名古屋市立大学看護学部助教授
	森 滋 勝	名古屋大学先端技術共同研究センター教授
	服 部 忠	名古屋大学名誉教授
専門委員	北田 敏廣	豊橋技術科学大学教授
	森川 高行	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	中川 武夫	公募委員（中京大学体育学部教授）

## 環境目標値大気部会開催状況

回数	日 程	場 所	主 な 調 査 審 議 事 項
1	平成 16 年 2月 26 日(木) 午前 10 時～	市 役 所 第 3 会議室	<input type="radio"/> 諮問の趣旨及び経過 <input type="radio"/> 大気環境の状況等について <input type="radio"/> 環境目標値の設定に係る考え方について <input type="radio"/> 今後の部会の進め方
2	4月 23 日(金) 午前 10 時～	市 役 所 第 18 会議室	<input type="radio"/> 大気環境目標値(案)の設定 <input type="radio"/> 補助指標の設定について
3	6月 28 日(月) 午後 2 時～	市 役 所 第 11 会議室	<input type="radio"/> 環境目標値の達成時期及び対策について
4	8月 6 日(金) 午後 2 時～	市 役 所 第 18 会議室	<input type="radio"/> 環境目標値の達成時期等について <input type="radio"/> 市民にわかりやすい指標について <input type="radio"/> 中間とりまとめ(案)について
5	9月 3 日(金) 午前 10 時～	市 役 所 第 3 会議室	<input type="radio"/> 中間とりまとめ(案)について
	11月 15 日(月)	部会中間とりまとめの公表	
	11月 16 日(火) ～ 12月 15 日(水)	部会中間とりまとめに対する市民意見の募集	
6	平成 17 年 1月 21 日(金) 午後 2 時～	中 保 健 所 第 1 会議室	<input type="radio"/> 中間とりまとめに対する市民意見について <input type="radio"/> 部会報告への市民意見の反映 <input type="radio"/> 部会報告書(案)の作成